

国民健康保険税の 税率を改定します



問い合わせ：住民課税務班 ☎78-3113 (内114)

国民健康保険とは？

国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるよう、加入者が国保税を出し合い、助け合う制度です。国保の会計は、国保税や国・県からの補助金などをもとに、町の一般会計とは別に運営されています。

税率改定の背景と目的

被保険者数の減少による税収の減少や、医療の高度化などにより、1人あたりの医療費は増加しています。このままでは、将来的な制度運営に影響が出るのが懸念されます。町では、医療制度を将来にわたり安定して運営していくため、税率の見直しを実施します。併せて、令和12年度の県内保険税率の統一を見すえ、被保険者の皆さまの負担が急激に増えないよう、段階的に改定を進めていきます。

新制度の開始(令和8年4月から)

令和8年度から新たに「子ども・子育て支援金制度」が始まります。これに伴い、これまでの国保税(医療、後期高齢者支援金、介護納付金)に加え、「子ども・子育て支援金」をご負担していただくこととなります。

国民健康保険税 = 医療分 + 後期高齢者支援金 + 介護納付金 + 子ども・子育て支援金

改定後の税率と増減

税率区分		改定前	改定後	増減	
全被保険者	医療分	所得割額	5.85%	6.57%	0.72%増
		均等割額	20,400円	26,100円	5,700円増
		平等割額	14,800円	17,200円	2,400円増
	医療分課税限度額		660,000円	670,000円	10,000円増
	後期高齢者支援金分	所得割額	2.70%	2.98%	0.28%増
		均等割額	9,400円	11,700円	2,300円増
平等割額		6,900円	7,800円	900円増	
後期高齢者支援金分課税限度額		260,000円	260,000円	増減なし	
40~65歳 未満	介護納付金	所得割額	2.22%	2.27%	0.05%増
		均等割額	14,900円	15,600円	700円増
介護納付金分課税限度額		170,000円	170,000円	増減なし	
18歳以上の 被保険者	子ども・子育て 支援金分	所得割額	新規	0.26%	/
		均等割額		1,415円	
		18歳以上均等割額		30円	
	子ども・子育て支援金分課税限度額			30,000円	

※18歳未満の被保険者(18歳に達する日以降の最初の3月31日以前である人を含む)は、子ども・子育て支援金分の均等割が全額軽減されます。

- ・課税限度額…1世帯の国民健康保険税の上限額
- ・所得割額…加入者の所得に応じて算出→課税所得金額(前年中の総所得金額等-43万円)×税率
- ・均等割額…加入者1人につき均等割額が加算→加入者数×均等割額
- ・平等割額…1世帯につき平等割額が加算→1世帯×平等割額

痛みのない毎日を、ずっと。

带状疱疹 ワクチン定期接種



水ぼうそうにかかったことのある人の体には「水痘・带状疱疹ウイルス」が潜んでいます。このウイルスが加齢や疲れ、ストレスなどをきっかけに再び活発になると、神経に沿って痛みを伴う水ぶくれ(小さな水痘)が出る「带状疱疹」を発症します。皮膚の症状が治った後も痛みが続くことがあり、日常生活に支障が出ることもあります。

带状疱疹を予防するワクチンは2種類あり、それぞれ接種の方法や効果の持続期間、副反応などの特徴が異なります。接種を希望する人は、医師と相談して、自分に合ったワクチンを検討してください。

※定期接種の対象ではない人も任意で接種を受けることができます。費用の一部助成がありますので、詳しくはお問い合わせください。

接種期限 ▶ **令和9年3月31日(水)**

対象 ▶ 次の①または②に当てはまる人

①過去に带状疱疹の予防接種を受けていないまたは済んでいない人で以下の生年月日に当てはまる人

65歳	昭和36年4月2日~昭和37年4月1日
70歳	昭和31年4月2日~昭和32年4月1日
75歳	昭和26年4月2日~昭和27年4月1日
80歳	昭和21年4月2日~昭和22年4月1日
85歳	昭和16年4月2日~昭和17年4月1日
90歳	昭和11年4月2日~昭和12年4月1日
95歳	昭和6年4月2日~昭和7年4月1日
100歳	大正15年4月2日~昭和2年4月1日

対象者は
年度で異なります。
機会を逃さないよう
ご注意ください!



②60~64歳でヒト免疫不全ウイルスにより免疫の働きが大きく低下し、日常生活に支障がある人

接種方法 ▶ 水俣・芦北地域の指定医療機関で接種できます。医療機関の窓口や電話で直接ご予約ください。同地域以外の県内の接種を希望する人は、役場で手続きが必要です。医療機関名簿は右二次元コードから確認。



準備物 ▶ 予診票/マイナンバーカードなど生年月日がわかるもの/60~64歳の対象②は身体障がい者手帳
※予診票は4月に対象者へ送っています。無くした人は再発行できますのでお問い合わせください。

接種料金 ▶ **生ワクチン : 2,600円/1回接種**

不活化ワクチン : 6,600円/2回接種必要

※不活化ワクチンは2回接種で、1回目と2回目の間に約2か月間隔をあけます。そのため、R9.1/31(日)までに1回目の接種を受けるようにしましょう。

問い合わせ：ほけん福祉課福祉班 ☎78-3115 (内125)